

○所沢市個人情報の保護に関する法律施行条例

令和4年12月19日条例第16号

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(開示請求に係る手数料等)

第3条 法第89条第2項の規定により納めなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項に規定する方法のうち写しの交付により保有個人情報の開示を受ける者は、規則で定めるところにより、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(審議会への諮問)

第4条 市の機関（議会を除く。）は、法第3章第3節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、所沢市情報公開・個人情報保護審議会条例（平成13年条例第9号）第2条の所沢市情報公開・個人情報保護審議会に諮問することができる。